



対象
対象となるのは、原則、次のいずれかに該当する住宅(現に居住している住宅)です。
①高さ2mを超えるがけの下端(上端)からがけの高さの2倍以内に建っている住宅で、昭和46年8月31日以前に建築

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼす恐れのある土地に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進するため、国と県および地方公共団体が移転者に危険住宅の除却等に要する経費と新たに建設または購入する住宅に要する経費に補助金を交付します。

あなたのお住まい安全ですか!?

危険住宅移転

TEL 76-12-19
■問合せ 建設課建築係

経費の区分	補助対象経費	補助金の限度額(1戸当たり)
除却等費	危険住宅の除却等に要する経費	97万5千円
建物助成費	危険住宅に代わる住宅の建設または購入(これに必要な土地の取得及び敷地造成を含む)をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子(年利率8.5%を限度とする)に相当する額	731万8千円 (建物:465万円 土地:206万円 造成:60万8千円)

補助金の限度額
②県の指定した急傾斜地崩壊危険区域、または土砂災害特別警戒区域に指定された際、その区域に建っていた住宅

されたもの

あなたも「ボランティア」してみませんか?

本市では、「ボランティア登録制度」を設けています。活動の内容は、市が関わるさまざまな催しや行事への参加や協力です。ボランティア活動に興味、意欲のあるあなたの登録をお待ちしています。

●ボランティア登録制度の概要

登録制度名称	主な内容	担当部署
交通安全ボランティア	・通学状況の見守り ・街頭指導	総務課危機管理対策係 TEL76-1086
災害ボランティア	・救援物資の整理 ・避難所の補助	
外国語ボランティア	・相談等での通訳 ・文書の翻訳	企画調整課企画調整係 TEL76-1089
環境ボランティア	・河川、海岸清掃 ・環境美化活動	市民生活課環境整備係 TEL76-1097
産業観光ボランティア	・観光客の案内 ・体験ツアー等の企画	市観光協会事務局 (水産商工課内) TEL76-1668
枕崎市おれんじボランティア	・認知症カフェやサポーター養成講座の補助	地域包括支援センター TEL73-5131
スポーツボランティア	・イベント運営補助 ・スポーツ教室補助	スポーツ・文化振興課 スポーツ振興係 TEL76-1348
まくらざき学校応援団	・児童等の学習支援 ・学校環境整備 ・登下校安全指導	生涯学習課生涯学習係 TEL76-1286
枕崎市立図書館ボランティア	・絵本等読み聞かせ ・図書館行事参加	
ふるさと案内ボランティア	・文化財の案内 ・民俗、歴史等の紹介	生涯学習課公民館係 TEL72-2221
趣味・特技指導ボランティア	・市民の学習活動の場で指導	

01 申請書提出

- 登録したい制度ごとに各担当課へ提出 ※市の審査が必要な制度もあります
- 各制度をホームページで確認

02 活動依頼情報提供

- 各担当課から電話等で活動依頼

03 ボランティア活動へ参加

- 活動によるケガや物損事故等の保険は基本的には市が加入している保険を適用
- 高齢者・元気度アップポイント事業の対象になる活動も!

定額減税補足給付金(調整給付金)制度のご案内

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、定額減税を補足する給付を実施します。

■対象となる方

所得税と個人住民税所得割の一方が課税され、定額減税可能額が減税前税額を上回る額(減税しきれない額)が生じると見込まれる方になります。ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限りです。

■給付額

減税しきれない額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額

納税義務者本人および控除対象配偶者を含めた扶養親族(国外居住者を除く)に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年度分個人住民税所得割額または令和6年分推計所得税額令和5年分所得税額を上回る者に対し、その上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を給付します。

※定額減税可能額とは

- ・所得税の定額減税可能額(3万円×減税対象人数)
- ・個人住民税所得割の定額減税可能額(1万円×減税対象人数)

■調整給付金の給付時期

- ◆給付時期は現在調整中です。詳細が決まりましたら、ホームページやお知らせ版等でお知らせします。
- ◆調整給付金の対象となる方には、市税務課から確認書等を送付します。

■特殊詐欺にご注意を!!

- ◆『定額減税補足給付金(調整給付金)』について、銀行口座の暗証番号を問い合わせることや、キャッシュカードを自宅等に預かりに行くことはありません。
- ◆不審な電話や郵便があった場合は、市役所や最寄りの警察署、または警察専用電話(#9110)にご連絡ください。

■問合せ 税務課課税係(⑦番窓口) TEL76-1066

令和5年度企業版ふるさと納税について

企業版ふるさと納税制度とは、地方公共団体が取り組む地方創生事業(まち・ひと・しごと創生寄附活用事業)に対して企業が寄附を行った場合に、税制上の優遇措置が受けられる制度です。

本市の地域再生計画「枕崎市地方創生推進計画」に掲げる事業に対して、令和5年度は3社の企業からご寄附をいただきました。

■問合せ 企画調整課政策推進係 TEL76-1088

企業名	寄附事業
株式会社日光製作所	若者とまちをつなぐまちづくり事業(地域のニーズに応じた公園整備の取組)
ENEOS リニューアルブル・エナジー株式会社	若者とまちをつなぐまちづくり事業(赤ちゃんの誕生と健やかな成長の支援)
株式会社鹿児島銀行	市外のひと・まちをつなぐまちづくり事業(太陽と鯉のまち「枕崎」ウォーターフロント拠点整備事業)